

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人労働政策研究・研修機構

1. 随意契約の見直し計画

- (1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも平成 22 年度までに全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(5.5%)	(2.3%)
				4	9,619
一般競争入札等	競争入札			(47.9%)	(40.3%)
				35	171,005
	企画競争	(5.5%)	(3.1%)	(19.2%)	(35.1%)
		4	13,325	14	149,084
随意契約		(94.5%)	(96.9%)	(27.4%)	(22.4%)
		69	411,438	20	95,056
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		73	424,764	73	424,764

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため、端数において合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(12.5%)	(9.8%)
				1	1,562
一般競争入札等	競争入札			(25.0%)	(38.9%)
				2	6,212
	企画競争	(12.5%)	(9.8%)	(37.5%)	(26.9%)
		1	1,562	3	4,295
随意契約		(87.5%)	(90.2%)	(25.0%)	(24.5%)
		7	14,418	2	3,912
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		8	15,980	8	15,980

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため、端数において合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(4.6%)	(2.0%)
				3	8,057
一般競争入札等	競争入札			(50.8%)	(40.3%)
				33	164,793
	企画競争	(4.6%)	(2.9%)	(16.9%)	(35.4%)
		3	11,764	11	144,789
随意契約		(95.4%)	(97.1%)	(27.7%)	(22.3%)
		62	397,020	18	91,144
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		65	408,784	65	408,784

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため、端数において合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約の公表の基準について、以下のとおり改正することとした。

(公表項目の追加)

- ・ 予定価格(公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は機構の事務又は事業に支障が生じるおそれがないと認められるものに限る。)
- ・ 落札率(契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。)
- ・ 厚生労働省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に機構の常勤役職員であった者が役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取組み及び移行時期

随意契約の見直しの結果については、平成19年度予算執行から以下の措置について可能なものから順次実施し、随意契約によることが真にやむ得ないものを除き、遅くとも平成22年度までに全て一般競争入札等に移行する。

(1) 補助的な業務委託に係る業者選定手続の透明化

補助的な業務に係る委託契約については、所要の準備期間を経たのち、原則として、一般競争への移行を行う。

やむを得ず随意契約によらざるを得ない場合においても、業者選定手続きの透明化を図るために企画競争等を実施する

(2) 事務所等の保守点検業務に係る業者選定の手続の透明化

事務所等の保守点検業務に係る請負契約については、平成20年度以降、原則として、一般競争への移行を行う。

やむを得ず随意契約によらざるを得ない場合においても、業者選定手続きの透明化を図るために公募等を実施する。

(3) 複数年度契約の拡大

システム機器等の賃貸借等の複数年度にわたる契約については、初年度のみ一般競争を行い、次年度以降は随意契約で契約を行っていたものについて、平成20年度以降は、中期目標期間最終年度を限度とした複数年度契約による一般競争を実施する。

(4) 内部監査等の強化

100万円以上の随意契約については、随意契約によることとした理由等の審査を「随意契約審査委員会」の場で引き続き厳正に行うなど、内部牽制を有効に機能させるとともに、随意契約の適正化について内部監査を強化する。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載